自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

令和4年度（令和4年8月1日～令和5年7月31日）並びにR3年度
（令和3年8月1日～令和4年7月31日）事故類型別の事故件数は以下の通りです。

項　　目	件　　数	
	R3年度	R4年度
自動車が転覆し、転落、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または、踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	0件
死者または重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号または３号に掲げる障害を受けた者をいう）を生じたもの	0件	0件
操縦装置または乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保険法施行令第５条第４号に掲げる障害が生じたもの	0件	0件
運転者の疾病により、自動車が運転できなくなったもの	0件	0件
自動車の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を支持したもの	0件	0件
車両故障による事故	0件	0件
総　件　数	0件	0件